

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年5月21日（令和3年（行個）諮問第74号）

答申日：令和4年10月20日（令和4年度（行個）答申第5111号）

事件名：本人の特定日の労災事故に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が令和2年特定日に特定住所に存在する特定企業A内の現場で負傷した労災事故に関して、特定企業B（住所）から特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月12日付け大個開第2-717号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、不開示部分の開示である。審査請求書によると、特定企業についての審査請求人の主観等が述べられている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年12月18日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年2月14日付け（同月17日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関しては、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきであると考えます。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和2年特定日に被災した労働災害について、特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告である。

(2) 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）100条1項の規定及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するものである。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

対象文書1の③の不開示部分には、審査請求人以外の個人に関する職氏名が記載されている。この情報については、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

対象文書1の①、②及び④の不開示部分については、社印として使用されている印影であるため、開示することにより、印影等の偽造を容易にし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張に対する反論等

審査請求人は審査請求書において、不開示部分の開示を求めているが、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については、上記3（3）で示したとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であるため、これを維持し、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年5月21日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月3日 審議
- ④ 令和4年9月29日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象保有個人情報の一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分で不開示とされた部分を開示することを求めている。

これに対し，諮問庁は，諮問に当たり，原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 法14条2号該当性

通番3は，特定事業場が特定労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の「報告書作成者職氏名」欄に記載された職氏名である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。また，当該部分は，法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報とは認められないことから，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

#### (2) 法14条3号イ該当性

通番1，通番2及び通番4は，特定事業場が特定労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の「発生日時（時間は24時間表記とすること。）」欄，「休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）」欄及び「事業者職氏名」等に押印された特定事業場の事業主の印影である。

当該印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして，これにふさわしい形状のものであると認められる。

これを開示すると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び 文書名		2 原処分における不開示部分		
		該当箇所	法14条各号該当性	通番
文書 1	労働者死傷病 報告	① 「発生日時（時間は24時間表記とすること。）欄の不開示部分	3号イ	1
		② 「休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）」欄の不開示部分	3号イ	2
		② 「報告書作成者職氏名」欄の不開示部分	2号	3
		③ 「事業者職氏名」の不開示部分	3号イ	4